

元年度の資源とごみ処理の清掃経費をお知らせします

問清掃リサイクル課計画普及係(☎5722-9883、Fax5722-9573)

資源のリサイクルとごみ処理には、収集・運搬・選別などが必要で、費用とエネルギーがかかります。

区は、区民の皆さんの協力のもと、MGR100(M=めぐろ、G=ごみ、R=リデュース〈発生抑制〉、100g)を合言葉に、1人1日当たり約100gのごみ減量に向けて取り組んでいます。

ごみを減らすために「余分なものは買わない」「生ごみの水切りをする」「食べ残しをしない」など、できることから始めましょう。資源とごみの分別にもご協力ください。

資源・ごみの回収量と清掃経費

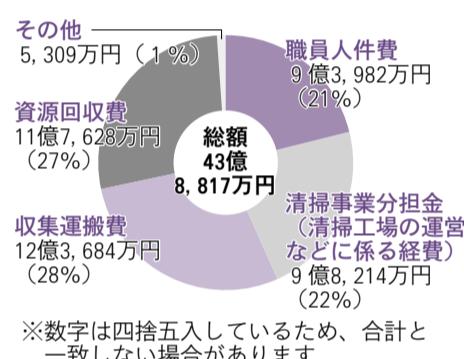
元年度に区が回収したごみの量は52,977トンで、前年度より630トン増加しました。区民1人1日当たりに換算すると516gで、前年度より2g増加しました(右表)。

資源とごみ処理の経費は総額43億8,817万円で、そのうち資源のリサイクル費用は11億7,628万円でした(下図)。

資源・ごみの回収量		単位:トン ▲は減数	
	平成30年度	令和元年度	増減
資源量	18,151	17,974	▲177
ごみ量	52,347	52,977	630
燃やすごみ	47,915	48,360	445
燃やさないごみ	2,127	2,143	16
粗大ごみ	2,305	2,475	170

区民1人1日当たりの資源・ごみの回収量		
	平成30年度	令和元年度
資源量	178	175
ごみ量	514	516

元年度の清掃・リサイクル事業経費



成年後見制度をご活用ください

問権利擁護センター「めぐろ」(☎5768-3964、Fax5768-3965)

成年後見制度は、認知症や障害などで、判断能力が十分でないかたの権利や財産を守り、支えるための制度です。

制度には2つの種類があります

◆法定後見制度

判断能力が十分でないかたを支援し、権利や財産を守るために制度です。本人の判断能力に合わせて、後見・保佐・補助の3つの類型があります。

◆任意後見制度

判断能力が低下する前に、自分で代理人(任意後見人)を選び、公正証書によって生活や財産管理に関する契約を結んでおく制度です。

後見人には2つの役割があります

◆身上保護

介護サービス利用や施設入所の契約など、本人が安心して生活できる環境を整えます。

◆財産管理

本人の資産や収支を把握し、適正かつ計画的に資産を維持します。

成年後見人などへの報酬を助成します

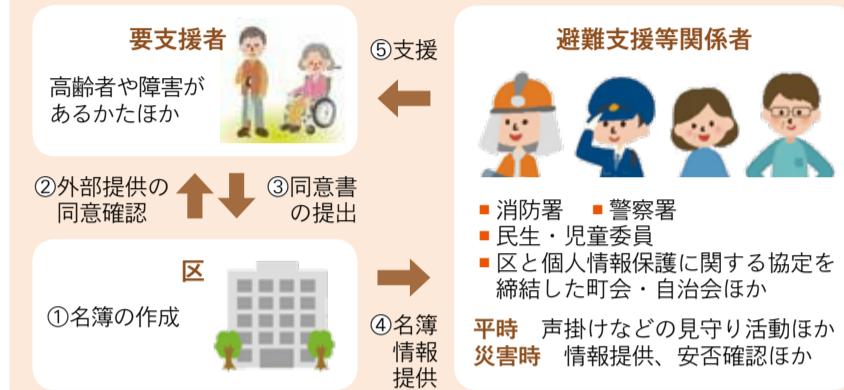
後見人などへの報酬は、家庭裁判所が業務内容や被後見人の資力に応じて決定し、被後見人が支払います。報酬の支払いによって生活保護が必要になるなどの場合、報酬を助成する制度を利用することができます。詳細はお問い合わせください。

誰一人取り残さないために避難行動要支援者名簿情報の外部提供同意書を送付します

問健康福祉計画課要配慮者支援係(☎5722-9689、Fax5722-9347)

災害時に自力で避難することが困難なかたを、災害時要配慮者といいます。安否確認や避難支援を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿を作成しています。名簿の外部提供に同意をいただくと、避難支援等関係者に情報を提供し、平常時の見守りなどにも活用します。

11/16から、対象者に、制度の案内と同意書を発送します。同意をいただける場合、記入のうえ、返送をお願いします。



めぐろ福祉しごと相談会

問高齢福祉課高齢者福祉住宅・施設係(☎5722-9843、Fax5722-9474)



区内の介護・福祉事業所(障害者施設を含む)が合同で、採用に向けた相談会を開催します。福祉の分野で働いているかたや介護・福祉の仕事に興味があるかたなど、ぜひご参加ください。
「どのような仕事をするのか」など、質問や相談だけでも構いません。また、採用に關することだけでなく、福祉の現場で働いているかたの相談もお受けします。

日時 12/5(土)13:00~16:00 (12:30から受け付け)

会場 総合庁舎本館2階大会議室

- 内容
- 参加事業者の紹介(13:05~13:30)
 - 事業者別の採用相談ブース
 - 介護労働安定センター・東京都福祉人材センターの職員による相談コーナー

※感染防止のため、内容が変更になる場合があります

新築・建て替え・増改築などするかたへ

住居表示の届け出を忘れずに

問戸籍住民課住民記録證明係(☎5722-9795、Fax5721-7814)

新築・建て替えたときは、建物の所在を表す住居表示(目黒区××丁目△番○号)を決めるための届け出が必要です。同じ敷地内の建て替えでも、前と同じ住居番号が付くとは限りません。また、増改築などで建物規模や主な出入り口(通路)の変更があったときも、住居番号が変わることがあるため、届け出をしてください。マンションやアパートなど建物の名称を変更した場合も、届け出が必要です。

これらの届け出がないと、転入届や区内転居届の手続きに支障が生じます。手続きの詳細はホームページ(右コード)をご覧いただけ、お問い合わせください。



〈住居表示のしかた〉

道路・河川・鉄道・恒久的な施設を境界として、まちを街区というブロックに分け、街区符号(△番)を付けます。街区の周りに、15m間隔に基づき基礎番号を付け、建物の主な出入り口(通路)が接する基礎番号を住居番号(○号)とします。

一街区 ①~⑯基礎番号
出入り口(通路)

